

海水浴場ルールに関する  
ガイドライン  
(平成30年度版)

平成30年3月  
神奈川県

## 1 目的

このガイドラインは、海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図り、誰もが快適に安全・安心して利用できる海水浴場の確保を目的として、関係行政機関、海の家を運営する海水浴場組合、地元住民、関係団体等において、海の家及び海水浴場利用者に関するルール（以下「海水浴場ルール」という。）を定め、これを遵守する取組みを促進するため、ルールに盛り込む事項についての指針、その他必要な事項を定める。

## 2 海水浴場ルールの策定主体

海水浴場ルールは、海水浴場ごとに、県、市町の関係行政機関、海の家を運営する海水浴場組合その他海の家の事業者で構成する団体（以下「組合」という。）、地元住民、観光協会、商工会、商工会議所などを基本的なメンバーとして構成する協議会（以下「協議会」という。）を設置して、作成する。

協議会の構成員は、各海水浴場の実情等に応じて、上記の基本的なメンバーのほかに、交通事業者、県警等を加えるなど、関係団体が協議して定める。

協議会の所掌事項には、海水浴場ルールの作成、周知・啓発、遵守の仕組みづくり、イベント審査、利用者アンケート、にぎわいの創出などがあるが、海水浴場ルールの作成、周知・啓発及び遵守の仕組みづくりの3つを協議会における「共通所掌事項」として、必須とする。それ以外の所掌事項についても、協議会の所掌事項とすることが望ましいが、各海水浴場の実情等に応じて、構成員が協議して定める。

## 3 海水浴場ルールの策定単位

海水浴場ルールの策定単位は、一の海水浴場を基本とする。ただし、各地域の実情等に応じて、近隣の海水浴場を合わせた複数の海水浴場を単位として策定することもできる。

## 4 海水浴場ルールの適用範囲

市町の例規に規定がある項目については、海水浴場ルールに記載する必要はないが、一覧性の観点から、これを記載することもできる。ただし、記載する場合に、当該規定は、市町の例規の規定と同じ又はそれより厳しい内容で規定するものとし、海水浴場ルールには、当該規定が、市町の例規に規定がある旨を明記する。

このガイドラインにおける規定も、市町の例規に定めがある場合は、当該例規で定める範囲内においては適用しない。

## 5 海水浴場ルールの周知等

協議会は、海水浴場ルールを策定後、速やかに県（砂防海岸課）へ提出するとともに、海水浴場ルールの内容を地元住民や海水浴場利用者に周知・啓発（以下「周知等」という。）する。

## 6 平成30年度の海水浴シーズンに向けて

平成30年度の海水浴シーズンに向けて、協議会は、このガイドラインで定める各海水浴

場ルールにおいて県内共通の内容で定めるべき事項（以下「共通事項」という。）と各海水浴場が地域の実情に応じた内容で定めるべき事項（以下「個別事項」という。）の区分に留意し、該当しない項目がある場合を除き、全ての項目について規定した海水浴場ルールを作成する。

また、協議会は、海水浴場ルールをシーズン前のできるだけ早い時期に作成するとともに、ルール遵守の仕組みを構築する。

なお、協議会を設置しない海水浴場では、海の家のルールについては、組合が、このガイドラインに沿って、自主ルールを策定し、ルール遵守の仕組みを構築する。海水浴場利用者のルールについては、市町（市町以外が海水浴場設置者である場合も含む。）が、このガイドラインに沿って、利用者に関するルールを策定し、ルール遵守の仕組みを構築する。

## 7 海の家の定義

「海の家」とは、海水浴場において、利用者の利便に供するため、次の(1)～(3)のいずれかに掲げるサービスの提供を行う施設をいう。

- (1) 神奈川県海水浴場等に関する条例第2条第5項に定める更衣休憩所
- (2) 食品衛生法第52条第1項に基づく許可又は食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例第4条第1項に基づく届出（市条例が適用となる場合は、当該条例に基づく届出をいう。）のあった飲食物の提供・販売を行う店舗
- (3) レジャー用品等の販売・レンタルを行う店舗

## 8 海水浴場ルールの記載事項

以下に記載する海水浴場ルールにおいて記載すべき事項のうち、「共通事項」については【共通】、「個別事項」については【個別】を付する。

### (1) 海の家に関する事項

#### ア 営業時間【個別】

周辺環境や風紀に影響を及ぼさないよう、海水浴場の開場時間外の営業は必要最小限にとどめ、地域の実情にあった営業時間を定める。

特に、海水浴場の開場時間終了後に営業することにより、周辺環境や風紀に関して、組合や関係行政機関等に地域の住民から苦情や要望が寄せられている場合やそのおそれがある場合は、営業終了時刻を早めにする。

また、営業時間終了時には、全ての店舗利用客を帰し、速やかに閉店するとともに、従業員の活動も、後片付けなど必要最小限にとどめる。

#### イ クラブ化の禁止【共通】

##### (ア) 「クラブ化禁止」の徹底

「クラブ化」の形態による営業は行わない。

##### (イ) 「クラブ化」の定義

「クラブ化」の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げ

る次のいずれかの形態による営業をいう。

- a ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）
- b 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態
  - (a) 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興することを容認するようなイベントの開催
  - (b) 海の家の屋内から屋外に向けてダンスマュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催
- (イ) 「クラブ化禁止」徹底のための対策
  - a 海の家のフロアには椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスマュージックを流すための音響設備を設けない。
  - b 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海の家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。
- C クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

#### ウ イベントの実施（イベント実施を予定している場合に定める。）【個別】

##### (ア) イベントの定義

イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

また、音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものも含む。

なお、このガイドラインは、国又は地方公共団体が海水浴場において行うイベントについては適用しない。

##### (イ) イベント実施にあたっての対策

- a イベントは、海の家の屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家の組合員が責任をもって管理する。
- b 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。
- c イベントを実施する予定のある海の家は、イベント内容を周辺住民に周知するよう努めるとともに、周辺住民の生活環境に支障が生じないよう、騒音や風紀上の対

策を徹底する。

(ウ) 音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導

組合の代表者は、音楽イベントを実施する予定のある海の家の組合員から、騒音等の対策が記載された「音楽イベント実施計画書」及び海の家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、海水浴場ルール又は自主ルール（以下「海水浴場ルール等」という。）に適合しているかを確認し、書類をとりまとめた上で、「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下「要綱」という。）で規定する期日までに、県（各地域県政総合センター企画調整部企画調整課（以下「企画調整課」という。））へ提出する。組合の代表者は、音楽イベントの実施計画が海水浴場ルール等に適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求める。

また、県（企画調整課）では、1件ごとの音楽イベントの実施内容（実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項）についても、上記計画と同様に、要綱で規定する期日までに提出を求めるものとするが、やむを得ず当該期日以後となる場合には、遅くとも音楽イベントの実施予定日の2週間前までに、県（企画調整課）へその実施内容を提出する。

音楽イベントを実施しない場合には、組合は、「音楽イベント未実施届出書」を要綱で規定する期日までに、県（企画調整課）へ提出する。

なお、協議会等において、イベント審査を実施する場合には、県の要綱と同等以上の効果が期待できるイベント審査を実施する。その場合、組合は、協議会等に実施計画書の提出など必要な手続きを行い、県（企画調整課）への手続きは不要となる。

## 工 騒音対策【個別】

海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう地域の実情にあった騒音対策を行う。

具体的には、関係行政機関等と協議して次のような対応を定める。

- (ア) 組合において、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないよう、音量チェック等の対応を徹底する。
- (イ) 海水浴場ルールで規定された音響機器（海水浴場ルールを策定していない海水浴場にあっては、組合が貸与又は許可する音量制限のある音響機器）以外の使用は認めない。

## オ 暴力団排除の徹底【共通】

組合及び現地営業責任者は、海の家の運営にあたり、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。

また、組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

## 力 風紀上の対策

- (ア) 従業員の刺青・タトゥー等の露出制限【共通】  
海の家の従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控える。
- (イ) 未成年者への酒類・タバコ販売の防止【共通】  
酒類・タバコを販売する際に、購入者が未成年であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。
- (ウ) 酒類の提供制限
  - a 泥酔客への酒類の提供は行わない。【共通】
  - b アルコール度数の高い酒類の提供制限、酒類の提供時間の制限など、酒類の提供制限について検討の上、実施する。【個別】
- (エ) 強引な客引きの禁止【共通】  
強引な客引きは行わない。

## キ ゴミの処理及び清掃について【共通】

日常のゴミの処理及び海水浴場の清掃美化の方法を明確にする。

## ク 適切な排水等の処理【共通】

海の家は、排水を浸透枠で処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とする。

また、廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

なお、地元市町と連携し、下水道への接続などにより環境負荷が少ない排水処理に取り組むことがより望ましい。

## ケ 災害・荒天時の対応【共通】

地震等の災害発生時など緊急時における海の家の利用者の避難誘導等の具体的方法については、地元市町の地域防災計画との整合を図り定める。また、避難場所や避難誘導の手順等については、海水浴場設置者、監視員及びライフセーバー等の関係者との連携を図っておく。

また、台風等の荒天時に備え、安全対策に万全を期すとともに、海の家に係る廃棄物が発生した場合には、放置せず、迅速かつ適正に処理する必要があるため、その処理に係る具体的方法を定める。

## コ 責任の所在の明確化及び要望・苦情への対応【共通】

海の家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合に適切に対応するため、各々の海の家において丁寧に苦情に対応するとともに、海の家の組合員と現地営業責任者との連絡体制や組合の代表者への報告手続等の整備を

図る。

また、組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容をとりまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

#### サ 占用許可区域以外の土地利用【共通】

海の家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他工作物を海の家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底する。

また、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外の砂浜への車両乗入れは行わない。

#### シ 原状回復の徹底【共通】

海の家は許可を受けた占用期間を過ぎて占用することは認められないので、占用期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。

なお、占用期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

#### ス 海の家の建築・撤去時の注意【共通】

海の家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。

また、海の家の建設・撤去の際の工事に伴う騒音については、近隣住民への説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど配慮する。

#### セ 関係法令の手続き【共通】

占用許可や営業許可等のほか、営業内容等により、消防法、神奈川県屋外広告物条例等の規制対象となる場合があるので、関係法令の内容を確認するよう徹底する。

#### ソ その他【個別】

その他、安全・安心で快適な海水浴場を実現するために、各海水浴場の実情に応じて、海の家に関する必要な事項を定める。

### (2) 海水浴場利用者に関する事項

#### ア 飲酒の制限等

##### (ア) キャンペーン等の実施【共通】

県内の海水浴場において、県、市町、その他関係団体が連携して、「迷惑行為に繋がる飲酒は控える」などの飲酒の制限や、「飲んだら遊泳しない」など飲酒後の遊泳禁止のキャンペーン（イベント）等を実施する。

「飲酒後の遊泳禁止」は、神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則別表第2において、海水浴場設置者が掲示板に表示する利用者の遵守事項の一つであるが、飲酒の制限に関する県内統一のキャンペーンと併せて周知徹底を図る。

(イ) 一部の海水浴場における試行 【個別】

海水浴場における飲酒の制限は、海水浴場設置者である市町等の意向に基づき一部の海水浴場で、モデル的に試行するものである。

また、試行実施時に海水浴場利用者に対するアンケートを実施するなど、試行の検証を行い、次年度以降の飲酒制限の手法を見直すなど、段階的に取り組む。

(ウ) 制限の手法及び周知【個別】

禁酒区域の設定、海水浴場開場時間から閉場時間までの禁酒など飲酒制限の手法については、試行する海水浴場に係る協議会（協議会が未設置の海水浴場にあっては市町等）（以下「協議会等」という。）が定める。

また、試行する海水浴場の飲酒制限の内容については、海水浴場利用者等に事前に十分な周知を行うなど、トラブル等の防止に努める。

(エ) 近隣海水浴場との連携【個別】

試行する海水浴場の近隣の海水浴場には、飲酒による迷惑行為を行うなど問題のある海水浴場利用者等が多数流入することが懸念されるため、関係する協議会等は、飲酒制限の内容などについて十分な情報交換を行うなど、近隣海水浴場への悪影響を最小限のものとするよう、連携してその対策に努める。

イ 刺青・タトゥーの露出制限【共通】

県内の海水浴場では、公衆マナーに則り、県、市町、その他関係団体が連携して、「他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーなどの露出は控える」など刺青・タトゥーの露出制限のキャンペーン（イベント）等を実施する。

キャンペーン等の目的は、刺青・タトゥーその他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせることで、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになることを制限していく。

外国人への周知については、文化の違いなどを踏まえて、トラブルが発生しないよう努める。

ウ 粗暴な言動の禁止【共通】

粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を禁止する。

エ 音響機器等の使用制限【個別】

音響機器等を使用して、協議会等が定める基準を超える音又は音声を流すことを禁止する。

**オ 焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限【個別】**  
焚き火をし、又は火気を使用する調理器具の使用を制限する。

**カ その他【個別】**

アからオのほか、安全・安心で快適な海水浴場を実現するために、各海水浴場の実情に応じて、海水浴場利用者に関する必要な事項を定める。

### (3) 海水浴場ルールの遵守に関する事項

協議会が定めた、自主的な取組みによる海水浴場ルールの遵守の仕組みを定める。

**ア ルールの周知・啓発【共通】**

協議会の構成員が連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、シーズン前からシーズン中を通して、海水浴場ルールの周知・啓発の徹底を図る。

また、外国人来場者に対しても、海水浴場ルールの周知・啓発を図っていく。

**イ パトロールの実施【共通】**

協議会が主体となって、パトロール実施計画を作成し、パトロールを実施するとともに、遵守状況の確認や是正指導等を行うことで、ルール遵守の実効性を高める。また、協議会事務局は、シーズン終了後は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告する。

**ウ 組合の定款等との関係【個別】**

組合は、海水浴場ルールの実効性を高めるため、組合の定款や規約（以下「定款等」という。）に、海水浴場ルールのうち「海の家に関する事項」の遵守を規定する。

**エ ペナルティ【個別】**

組合は、その定款等に、海の家が海水浴場ルールのうち「海の家に関する事項」に違反した場合のペナルティの規定を設ける。



【参考資料】

1 海水浴場ルール例

《飲酒制限の試行を行う海水浴場の場合》

●●●●海水浴場ルール

(平成30年度)

平成30年●月

●●●●海水浴場の運営等に関する協議会

# 目 次

	ページ
第1章 総則 (第1条～第2条) .....	●
第2章 海の家 (第3条～第20条) .....	●
第3章 海水浴場利用者 (第21条～第25条) .....	●
第4章 ルールの遵守 (第26条～第27条) .....	●
第5章 雜則 (第28条～第29条) .....	●

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 ●●●海水浴場ルール（以下「ルール」という。）は、●●●海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安全・安心して利用できる●●●海水浴場とすることを目的とする。

### (周知)

第2条 協議会は、連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。

## 第2章 海の家

### (営業時間)

第3条 海の家の営業時間は、午前●時●●分から午後●時●●分までとする。

- 2 海の家は、営業終了30分前には、店舗利用客に営業終了時間を周知するとともに、営業時間終了時には、全ての店舗利用客を帰し、速やかに閉店する。
- 3 営業時間終了後の従業員の活動は、必要最小限にとどめる。

### (クラブ化形態の営業)

第4条 クラブ化の形態による営業は行わない。

### (クラブ化の定義)

第5条 クラブ化の形態による営業とは、公用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

- (1) ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）
- (2) 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態
  - ア 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興することを容認するようなイベントの開催
  - イ 海の家の屋内から屋外に向けてダンスマュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

#### (クラブ化禁止の対策)

- 第6条 海の家のフロアには、椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスマュージックを流すための音響設備を設けない。
- 2 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海の家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。
- 3 クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

#### (イベントの定義)

- 第7条 イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。
- 2 音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものも含む。
- 3 国又は地方公共団体が●●●海水浴場において行うイベントは、このルールにおけるイベントには含まない。

#### (イベントの実施)

- 第8条 イベントは、海の家の屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家の組合員が責任をもって管理する。
- 2 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。
- 3 イベントを実施する予定のある海の家は、イベント内容を周辺住民に周知するよう努めるとともに、周辺住民の生活環境に支障が生じないよう、騒音や風紀上の対策を徹底する。

#### (音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導等)

- 第9条 組合の代表者は、音楽イベントを実施する予定のある海の家の組合員から、騒音等の対策が記載された「音楽イベント実施計画書」及び「海の家の店内配置図」（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、ルールに適合しているかを確認し、書類をとりまとめた上で、「県の「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下「要綱」という。）で規定する期日」までに、「●●地域県政総合センター企画調整部企画調整課（以下「企画調整課」という。）」に提出する。
- 2 組合の代表者は、1件ごとの音楽イベントの実施内容（実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項）についても、前項の計画書と同様に、「要綱で規定する期日」までに提出する。
- 3 前2項で定める提出が、やむを得ず「要綱で定める日」後となる場合には、遅くとも音

音楽イベントの実施予定日の2週間前までに、「県（企画調整課）」にその実施内容を提出する。

ただし、2週間前までに、実施内容が確定しない場合には、「県（企画調整課）」にその旨を連絡し、必要な指示を受ける。

4 組合の代表者は、音楽イベント等の実施計画が海水浴場ルール等に適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求める。

5 組合の代表者は、音楽イベント等を実施しない場合には、「音楽イベント等未実施届出書」を要綱で定める日までに、「県（企画調整課）」に提出する。

(注) 協議会で県の要綱と同様のイベント審査を実施する場合

第1項の「県の「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下「要綱」という。）で規定する期日」は「平成30年●月●日」に、「●●地域県政総合センター企画調整部企画調整課（以下「企画調整課」という。）」は「協議会等」に、第2項の「要綱で規定する期日」は「平成30年●月●日」、第3項の「要綱で定める日」は「平成30年●月●日」、「県（企画調整課）」は「協議会等」に、第5項の「県（企画調整課）」は「協議会等」に置き換える。

(騒音対策)

第10条 海の家（組合）は、●●海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。

2 ●●組合等は、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないよう、音量チェック等の対応を徹底する。

3 海の家において、協議会が指定した音量制限のあるスピーカー・アンプ以外の音響機器の使用は認めない。

(反社会的勢力の排除の徹底)

第11条 組合及び現地営業責任者は、海の家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。

2 組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

(風紀上の対策)

第12条 海の家の従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控える。

2 海の家は、酒類・タバコを販売する際に、購入者が未成年であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。

3 海の家は、飲酒に伴うトラブルを防止するため、次の事項を遵守する。

- (1) 泥酔客への酒類の提供は行わない。
- (2) アルコール度●度以上の酒類の提供は行わない。

(3) 午後●時以降営業終了時間まで酒類の提供は行わない。

(注) (2)、(3)は、海の家における酒類の提供制限を行う場合に規定する。

4 強引な客引きは行わない。

#### (ゴミの処理及び清掃)

第13条 組合は、海の家の営業に伴い発生するゴミについて、ゴミ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。

2 組合は、台風などの荒天時に、大量のゴミや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかに、ゴミ収集業者に連絡し、処理を行う。

3 組合は、ビーチクリーンなどに積極的に参加し、●●海水浴場の美化に努める。

#### (適切な排水等の処理)

第14条 海の家は、排水を浸透枠で処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とする。

2 廉油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

(注) その他雑排水処理に関する内容について、関係行政機関とも調整の上、必要な内容を記載する。

#### (災害・荒天時の対応)

第15条 海の家は、地震等の災害発生に備え、「●●市海水浴場避難指導マニュアル」を備え置き、従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「避難経路マップ」を海の家において利用者が認識しやすい場所に掲示する。

2 避難場所や避難誘導の手順等について、海水浴場設置者、監視員及びライフセーバー等の関係者との連携を図る。

#### (苦情対応等)

第16条 海の家は、海の家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には丁寧に対応する。

2 海の家の組合員は、現地営業責任者との連絡体制及び組合の代表者への報告手続等の整備を図る。

3 組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容をとりまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

#### (占用許可区域以外の土地利用)

第17条 海の家は、海の家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他工作物を海の家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよ

う徹底する。

- 2 海の家（その従業員及び関係者を含む。）は、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外の砂浜への車両乗入れは行わない。

（原状回復の徹底）

第18条 海の家は、占用許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。

なお、占用期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

（海の家の建築・撤去時の注意）

第19条 海の家は、海の家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。

- 2 海の家の建設・撤去の際には、近隣住民に計画、時期等について説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど騒音対策を実施する。

（関係法令等の遵守）

第20条 海の家は、占用許可や営業許可等のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例、●●市●●条例など関係法令の遵守を徹底する。

### 第3章 海水浴場利用者

（飲酒の制限）

第21条 海水浴場利用者は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないよう節度を保たなければならない。

- 2 協議会は、海水浴場における飲酒の制限や飲酒後の遊泳禁止などに関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

- 3 ●●海水浴場では、次の飲酒の制限を行う。

(1) 海水浴場内の別図1で定める範囲は、終日禁酒区域とする。

(2) 海水浴場開場時間から閉場時間までは、海水浴場全域を禁酒区域とする。ただし、海の家は除く。

（注） 第3項には、試行する飲酒の制限の内容を記載する。

- 4 協議会は、前項で規定する飲酒の制限について、シーズン前から周知徹底を図り、トラブルの防止に努める。

- 5 協議会は、第3項で規定する飲酒の制限について、海水浴場利用者に対するアンケートを実施するなど、その効果等を検証する。

- 6 協議会は、飲酒の制限内容など、必要な情報を近隣の海水浴場協議会の事務局又は市町に提供するとともに、近隣の海水浴場におけるトラブル等が最小限なものとなるよう必要な対策を行う。

(刺青・タトゥーの露出制限)

第22条 海水浴場利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えなければならない。

2 協議会は、海水浴場における刺青・タトゥーの露出制限に関する県内統一的なキャンペーング、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

(粗暴な言動の禁止)

第23条 海水浴場利用者は、粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならない。

(音響機器等の使用制限)

第24条 海水浴場利用者は、音響機器等を使用して、●●デシベルを超える音又は音声を流すことを禁止する。

2 前項で定める音量の測定方法等は、別に定める。

(焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限)

第25条 海水浴場利用者は、別図2で定める範囲を除き、焚き火をし、又は火気を使用する調理器具を使用してはならない。

## 第4章 ルールの遵守

(パトロールの実施等)

第26条 協議会は、ルール遵守の状況等を確認するためのパトロール実施計画を策定し、パトロールを実施する。

2 協議会の事務局は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告する。

(是正指導等)

第27条 協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認された場合には、組合の代表者を通じて、当該海の家の事業者に対して是正指導を行うとともに、●●組合は、その定款等の規定に基づき、当該海の家に対し、ペナルティを科す。

2 海水浴場利用者のルール違反が確認された場合には、当該利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明の上、協力を依頼する。

(注) ●●組合の定款等に、ルール遵守やペナルティ等に関する規定がない場合には、以下のとおり。

(ルール遵守の依頼)

第27条 協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認された場合には、組合の代表者を通じて、当該海の家の事業者に対して是正指導を行う。

2 海水浴場利用者のルール違反が確認された場合には、当該利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明の上、協力を依頼する。

第5章 雜則

(市条例等との関係)

第28条 第●条、第●条、第●条第●項の規定は、●●市●●条例に定めがある。

(その他)

第29条 このルールに定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、協議会座長の判断で、協議会を召集し、必要な改正等を行う。

附 則

このルールは、平成●年●月●日から施行する。

## 2 関係法令

法 令 名	内 容	所 管 部 局
神奈川県海水浴場等に関する条例 同施行規則	海水浴場設置の許可 更衣休憩所の許可	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所 茅ヶ崎市保健所
海岸法 同施行細則	海岸保全区域及び一般 公共海岸区域の占用許 可	砂防海岸課 土木事務所 水産課 漁港事務所 市町（漁港管理者）
港湾法 港湾の設置及び管理等に関する条例の 施行等に関する規則	港湾区域及び港湾隣接 地域の占用許可	砂防海岸課 土木事務所 横須賀市（港湾管理者）
漁港漁場整備法 同施行細則	漁港区域の占用許可	水産課 漁港事務所 市町（漁港管理者）
食品衛生法 同施行細則 食品衛生法に基づく営業の施設基準等 に関する条例 食品衛生条例（横須賀市） 藤沢市食品衛生法の施行に関する条例 茅ヶ崎市食品衛生条例	飲食店等の営業許可 営業の報告の届出	生活衛生課 保健福祉事務所 横須賀市保健所 藤沢市保健所 茅ヶ崎市保健所
神奈川県生活環境の保全等に関する条 例 同施行規則	騒音・拡声機騒音の規 制等	大気水質課 市町 地域県政総合センター
神奈川県暴力団排除条例 同施行規則	暴力団関係者への利益 供与等の禁止等	県警本部暴力団対策課 警察署
神奈川県迷惑行為防止条例	深夜の騒音等の禁止等	県警本部生活安全総務課 警察署

法 令 名	内 容	所 管 部 局
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律	公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合の罰則等	県警本部地域指導課 警察署
建築基準法	建築物の仮設許可、建築確認等	建築指導課 土木事務所 特定行政庁
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な処理義務	資源循環推進課 市町
消防法	建物の防火対策等	消防課 消防署
神奈川県屋外広告物条例（市の独自条例がある場合は当該条例） 同施行規則	屋外広告物の表示等の規制等	都市整備課 土木事務所 市町
神奈川県青少年保護育成条例 同施行規則	深夜外出の制限等	青少年課
神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例 同施行規則	たばこ、酒類の年齢確認等	青少年課